

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対して行った行政文書開示決定における対象行政文書の特定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月7日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）の〇〇管理係長（以下「担当係長」という。）が、東広島地域事務所との間で協議した際作成された次の事務打合せ等の記録の請求（以下「本件請求」と総称する。）をした。

- (1) 平成15年9月1日の行政文書開示事務の打合せ（以下この打合せに関する請求を「本件請求1」という。）
- (2) 平成15年9月12日の事務打合せ（以下この打合せに関する請求を「本件請求2」という。）
- (3) 平成15年10月6日の行政文書開示事務の打合せ（以下この打合せに関する請求を「本件請求3」という。）
- (4) 平成15年11月12日の事務打合せ、事務連絡（以下この打合せ等に関する請求を「本件請求4」という。）
- (5) 平成15年11月21日の事務連絡（以下この事務連絡に関する請求を「本件請求5」という。）
- (6) 平成15年11月25日の事務打合せ（以下この打合せに関する請求を「本件請求6」という。）

なお、開示請求書には、「旅行命令簿の確認用として作成された復命書等で、既に開示を受けたものは、今回の開示請求の対象から除くものとする。おって、開示（閲覧）された日は、平成15年12月26日である。」と記載されていた。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1に対し、担当係長の平成15年9月1日の旅行の復命書（以下「本件対象文書1」という。）を、本件請求3に対し、担当係長の平成15年10月6日の旅行の復命書（以下「本件対象文書3」という。）を、本件請求4に対し、担当係長の平成15年11月12日の旅行の復命書（以下「本件対象文書4」といい、本件対象文書1、本件対象文書3及び本件対象文書4を「本件対象文書」と総称する。）を特定し、行政文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月21日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分の文書特定を不服として、平成16年1月26日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、本件対象文書以外の文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 竹原支局が開示請求書に明記された文書を「旅行命令簿の事後確認用として作成された復命書（簡単な項目の記入のみ）」に勝手に置き換えて通知したものであり、実質的な不存在通知を開示決定通知に仮装したものである。
- (2) 常識的には存在すると考えられる文書を自らにとって都合が良いように勝手に内容を置き換え、本来の開示請求対象文書を隠匿している疑義があることから、速やかに開示するよう要求する。
- (3) 本来の開示すべき文書がないということは、開示された「復命書」のみが、「東広島地域事務所との間で協議した際作成された記録」であり、全ては、優秀な担当係長の頭の中に記憶されており、まさに担当係長の裁量権をいかんなく発揮して行政を遂行することを広島県が推進しているものと解釈せざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求に該当する文書としては、職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第23号）第4条第4項に基づく旅行命令簿の確認用の復命書が考えられる。このため、平成15年9月1日、同年10月6日及び同年11月12日の復命書を確認したところ、これらについては、簡単な項目ではあるものの、当日の打合せの内容が記録されており、請求の趣旨に合致する文書として本件処分を行った。なお、平成15年9月12日、同年11月21日及び同年11月25日の打合せについては、旅行の確認は公用車運転日誌で行っており、復命書は存在しなかった。

異議申立人は、「『復命書』のみが、『東広島地域事務所との間で協議した際作成された記録』であり、全ては、優秀な担当係長の頭の中に記憶されているのか等述べていることから、異議申立人は、打合せの内容が詳細に記録されている協議記録のような文書を念頭に本件請求をしているものと考えられる。

しかし、行政文書開示事務などについての事務打合せは、日常的に行っており、その内容を記録した文書の作成については、個別の事案に則してその必要性を判断している。したがって、全ての打合せにおいて、内容を詳細に記録した文書を作成しているものではない。

本件請求に係る事務打合せ等については、行政文書の開示についての事務手続の確認が主な内容であり、今後の事務に大きな影響を与えるような意思決定を要するものではなかったため、復命書以外に協議記録のような文書は作成していない。

第5 審査会の判断

1 本件請求及び本件対象文書について

- (1) 本件請求は、竹原支局の担当係長が本件請求1から本件請求6までに係る打合せ等を東広島地域事務所で行った際に作成した記録の開示を求めるものであり、実施機関は復命書を作成しているものについては、それが対象文書に該当するとし、本件対象文書1、本件対象文書3及び本件対象文書4を特定して行政文書開示決定を行った。
- (2) 開示請求及び本件対象文書の内容を照合すると、本件請求の対象となった出張は次のとおりであると考えられる。
- ア 本件請求1及び本件請求3は、行政文書開示請求に係る事務打合せに関するものであり、本件対象文書1及び本件対象文書3には、その打合せを行った旨が記載されている。
- イ 本件請求2、本件請求5及び本件請求6については、実施機関は復命書を作成していないが、出張する際の旅行命令簿の用務欄に「事務打合せ」又は「事務連絡」を行うための旅行であったことが記載されている。なお、当該旅行命令簿には打合せ等の内容について記載していないため、実施機関は対象文書に含めておらず、これらの請求については、実施機関が対象文書としたものは何もない。
- ウ 本件請求4は、事務打合せ及び事務連絡に係るものであり、本件対象文書4には決裁文書の受取及び現況について打合せを行ったことが記載されている。
- (3) 異議申立人は、開示請求した文書を簡単な項目を記入したのみの旅行命令の事後確認用として作成された復命書に勝手に置き換え、本来の開示請求対象文書を隠匿している疑義があると主張している。
- (4) なお、上記第2の1のとおり、異議申立人は自分が平成15年12月26日に開示を受けた復命書等は請求対象から除く旨を開示請求書に記載しており、本件対象文書1、本件対象文書3及び本件対象文書4が、異議申立人が閲覧した復命書等に該当するのであれば、そもそもこれらを開示請求の対象とする必要はなかったということになる。
- しかしながら、当審査会としては、異議申立人が特定の日の本件対象文書1、本件対象文書3及び本件対象文書4を閲覧したかどうかを確認することはできないし、仮に確認したところで、実施機関が対象行政文書として特定して開示した文書について「本来対象行政文書とすべきではなかった」と判断しても、異議申立人にとって何ら利益になることではない。
- このため、以下、実施機関が本件対象文書1、本件対象文書3及び本件対象文書4を本件請求の対象としたことを前提条件とした上で、それらのみを対象文書として特定したことの妥当性について判断する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件請求1及び本件請求3の対象文書について

前記1(2)のアのとおり、本件請求1及び本件請求3は、竹原支局の担当係長が東広島地域事務所において行政文書開示請求に係る打合せをした際に作成した記録の開示を求めるものである。

本件対象文書1及び本件対象文書3には「行政文書開示請求に係る打合せ

を行った。」と記載されているにすぎず、具体的な内容は記載されていない。

これらがどのような内容の打合せであったかは明らかでないが、通常、行政文書開示請求への対応等を打ち合せる場合には、対象文書と考えられるものの写しを持参し、それに開示すべき部分と不開示とする部分などを書き込んで検討するものと思われるが、仮に担当係長がそうした写しを便宜上持参してメモを書き込んでいたとしても、それは条例第2条第2項に規定する「行政文書」、すなわち実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（組織的共用文書）には該当しないと考えられる。

また、打合せ結果は、すぐに行政文書の開示可否の起案に反映されるであろうから、特段打合せの結果についての記録を復命書とは別に作成していても不自然ではない。

したがって、本件請求1及び本件請求3に対し、本件対象文書1及び本件対象文書3以外に文書を作成又は取得していなくても不自然ではない。

(2) 本件請求2、本件請求4、本件請求5及び本件請求6の対象文書について

前記1(2)のイ及びウのとおり、本件請求2、本件請求4、本件請求5及び本件請求6は、竹原支局の担当係長が東広島地域事務所において事務打合せ又は事務連絡を行った際に作成した記録の開示を求めるものであり、実施機関は本件請求4の出張については本件対象文書4の復命書を作成しているものの、その他の出張については、それぞれの出張の旅行命令簿に記載された旅行の確認方法は「公用車運転日誌」とされ、復命書も作成していないことが推測される。

これらの出張については、事務打合せ又は事務連絡の内容がほとんど明らかでなく、何らかの記録を残さなくてよいのかという疑問の余地もないではないが、当時の竹原支局は東広島地域事務所の支所であったため、書類の授受や事務的な連絡事項等多々あったと考えられることから、打合せ内容を記録した文書を作成するかどうかは個別の事案に則して必要性を判断し、全ての打合せについて記録した文書を作成しているわけではないという実施機関の説明も理解できるところであり、また、本件対象文書4以外の文書を作成したことを伺わせる事情も特段見当たらない。

したがって、本件請求2、本件請求4、本件請求5及び本件請求6に対し本件対象文書4以外に文書を作成していなくても不自然ではない。

なお、本件請求2、本件請求5及び本件請求6について、実施機関が何ら該当する文書を作成していないということであれば、それらについて行政文書不存在通知を行うべきでなかったかとの疑念がないではない。しかし、あえて本件処分の一部を取り消して、それらに対して行政文書不存在通知をしても異議申立人の利益になるものではないし、実施機関が、本件請求1から本件請求6までを一体としてとらえ、対象文書が存在するものについて文書を特定し、開示したものと解すれば、あながち本件処分が不当であるとも言えない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
22. 1. 13	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 3. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 9. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 10. 7	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 12. 22 (平成 26 年度第 9 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
27. 1. 29 (平成 26 年度第 10 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授